

千代田区行政委員会委員の報酬のあり方に関する検討委員会第3回会議記録概要

場 所：平成23年5月23日（月）午後2時～午後3時52分

日 時：千代田区役所4階 研修室B

出席者：（委員）5名（定数5名）

（説明者）総務職員課長

（事務局）政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発 言 者	発 言 内 容
武藤会長	<p>【午後2時 開会】</p> <p>只今から、第3回検討委員会を開催する。</p> <p>各行政委員会事務局とのヒアリングを含め2回の会議を経て、皆様にはおのおの論点を整理していただき、考え方をまとめていただいたものを事務局までお送りいただいた。これは学識委員の先生を中心にお願いした。</p> <p>本日は、それを参考にしながら、これまでの議論を踏まえて各委員のお考えを伺いながら、検討委員会としての方向性を探っていきたいと思うので、よろしく願います。</p> <p>論点整理に入る前に、前回、選挙管理委員の選任方法等について質問があった。初めに、事務局から資料が提出されている説明をお願いする。また、前回のヒアリングの概要についても、併せて事務局から説明願う。</p>
総務職員課長	<p>【資料説明】</p>
武藤会長	<p>選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者。「公正な識見を有する」というのは専門性なのか。2の方は、罪を犯し、刑に処せられた者は委員となることができないから、これは専門性も何もだめだと除くのはわかるが、除かれたから、その人には専門性があるというわけではない。</p>
総務職員課長	<p>要件。</p>
武藤会長	<p>要件として。</p> <p>やはり1の方の人格が高潔で、政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者であるという要件をクリアすると、一定の専門性が生じるというように、選挙管理委員会の説明があったということなのか。</p>
総務職員課長	<p>選挙管理委員は議会の選挙によって選ばれるから、千代田区議会ですどなたがいいかというのを選ぶわけなので、選挙管理委員会が自ら選挙管理委員になる人を選ぶというのではなくて、一定の時期に来ると議会の方で情報収集をするという形です。</p>

武藤会長	資料2の3の(2)のところに、各議員から委員として推薦したい候補者の氏名及び住所と、推薦したいのはどういう理由かという、理由とかは書かれないのか。
総務職員課長	これは推測でだが、氏名、住所という項目しかないとは思いますが、氏名、住所、選挙権の有無、千代田区議会議長の選挙権の有無、本人の確認というようなことだろうと推定される。したがって、今、専門性というものものが推薦の段階で確保されているかというのは、されていると思う。
武藤会長	要件はクリアしているけれども、その要件をクリアしているのが専門性と言えるかどうかというのは、ちょっとここで議論しないといけないのかなと思う。 通常、推薦するというときには、私たちも大学院の奨学金の推薦なんかでも、推薦理由というのを書かなければいけない。誠実で成績優秀な学生だからとか、何か書く。そうすると、これですか。人格が高潔で、政治及び選挙に関し、公正な識見を有するからとかいう理由になるんですかね。
総務職員課長	1つ、専門性といったところで見ると、(1)の2)というのがある。最後の方に「1票の持つ重みから見ても、慎重かつ経験が必要な最も重要な任務であることから、選挙執行に未経験の委員が選挙の執行管理を行うことも懸念される」と。今までに立会いですとか、そういう意味なのか。誰でも入れるのであれば、選挙に関して何も知らない人が選任要件さえ満たしていればなってしまうので、そこら辺を経験者の方になっていただきたいという区議会の思いイコール専門性なのかなと。
武藤会長	経験ということか。
総務職員課長	そうである。選挙執行の経験。
武藤会長	経験というのが、一応、議会の中では重視されているということになるのか。
総務職員課長	そう。あと、検討会の4回にわたる日程が出ており、これの議事録が欲しいと申し上げたが、議事録はないという話であった。
武藤会長	これについて、如何か。資料について、何か質問は。
吉川委員	これだけだと余り公開でないところで決められているような感じが

<p>武藤会長</p>	<p>しなくもないので、何となく、また元の木阿弥で前と同じように固まっていってしまうような感じがする。</p> <p>その経験というものにどこまで幅を入れるか。例えば千代田区関係のものとか東京都とかいうのではなくて、普通、一般の世界でも別の意味で選挙みたいなものがある。そういう選挙の管理委員とか、あるいはその立会いとか、そういうことまで含めて経験として評価していくと、もうちょっとオープンになるのかなとかね。区議だけだと、余りにも一般的にはわからなさ過ぎる。一般の人たちの公募というのもいいような気がするけれども。</p> <p>外山委員も書かれていたと思うが、公平性という観点から、そもそも選挙管理委員の選任方法が、議会だけで決めるというのが民主的な決め方になるのかどうかというのがちょっと気になって、そこまで踏み込むと報酬を超えた制度の話になってしまうので、そこは触れないとしても、何かちょっと気になったところがありますけれども。</p> <p>次に、前回のヒアリングのポイントを事務局に説明願う。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p><b>【資料説明】</b></p>
<p>武藤会長</p>	<p>私を含め3人の委員がメモを提出しているので、それを順次説明していただきながら、この検討委員会の議論をどこかに集約できるのかできないのかも含めて、今日は自由に意見を交わしていきたいと思う。</p> <p>それでは、私と小幡委員と外山委員の3人から論点メモを提出している。私から何を考えているかということをお先に申し上げて、小幡委員、外山委員の順番でいきたい。</p> <p>私のメモをご覧いただきたい。まずは報酬、手当を考える一般的基準ということで、最近では成果主義というようなことは言われるけれども、実績。成果については、成果とは何かというのがなかなか難しいところがあるが、成果とは異なる実績、成果と同じものになる場合もあるのだろう。労働時間とか、アウトプットとかというようなことを考えていく。能力主義、実績とか成果というのが計りづらいときには、それを生み出す能力を判断するとか。それから経験年数である年功とか。</p> <p>その他、労働時間、専門知識と書いてあるが、専門知識は能力に関連するだろうし、労働時間は実績の部分も入っているということで、その他いろいろあるかもしれないということである。</p> <p>2つ目は、そうした一般的な議論を踏まえた上で行政委員会の委員報酬について考えてみると、やはり委員会の前の事前の準備の時間というのがあると思うので、その委員会の会議の時間の2倍程度と考えるのはどうか。ここだけやけに詳しく書いてあるが、委員会の時間が2～3時間だったら、その2倍程度を準備にかけてきた。だから、1日2時間ぐ</p>

らいしかないけれども、1日フルに使うのと同じぐらいの準備が必要だということをお願いしたい。

実質的な活動時間で、これはヒアリングの資料に基づいて何時間というのは出てくるから、それをカウントすればいいだろうということ。

専門性の程度として「委員の任命基準に基づいて判断」ということだが、この基準がない場合には選挙管理委員会の場合のように、この検討委員会で判断をしていく。専門性が高いとか、低いとか、中程度だとかというようなことを1つの基準にできるだろうと思う。

実務に関する経験ということで「任命に当たって考慮されるか」と書いているが、今も、選挙管理委員会も選挙執行の実務に関する経験があるかどうか。区議会議員の選挙なんかでも投票所に立ち会う、自治会の方がずっと座っておられたりする。そういうようなものも含んでいると思うが、経験だとか。

他の審議会委員との比較、他団体との比較というものも考えておかななくてはいけないということで、箇条書きに取り出した。

次は、月額であること、日額であることの意義というのをちょっと考えてみた。月額であることの意義というのは、年間の活動が一定でなく繁忙期と閑散期があるということで、今の選挙管理委員会の中にも業務に繁閑があるというようなことを書かれていた。

活動内容に濃淡がある。単に忙しいだけではなくて、ちょっと集中的な審議であるとか、活動について継続的に長時間を要するようなものと、ルーチンワークのような業務というものがあるとか、あるいは専門知識、経験の蓄積が必要であるとか、常時、問題や疑問が生じた際に問い合わせができることとか、また、会議の継続性というのは、大きな問題は継続的に審議するということから、1回1回の委員会がそれぞれ単発であるならば日額で分断してもいいが、継続的に審議している場合、まさにこの検討委員会が行政委員の報酬ということにおいて継続的に審議しているというような場合は、一つひとつ区切れないということを行っている。

私が思っていたのはそんなところだが、その他にも月額の方が望ましいという議論、理由づけというのは幾つかあるのかなと思う。

4の方は、逆に日額とする場合の意義と書いているが、業務が平準化していったら、一定のを取り出すだけで、そこが別に問題とならないようなこと。活動内容に変化がないということも同じようなこと。

それから、専門知識とか経験等の蓄積が不要である、会議の継続性がないというような場合には、日額とすることでも全く問題ないだろうということなので、併用支給とする場合の意義というのは、この両方の要素が入っているような場合が併用にするのが望ましいということになるのかな。

ここのところを月額がいいのか日額がいいのか、あるいは月額とすべ

<p>小幡委員</p>	<p>きなのか日額とすべきなのかという議論を重ねると、その両者にどっちも重要な要素があると、併用支給が望ましいという意見に辿り着けるのではないかなと思っている。</p> <p>それでは、私の考え方の整理というデータだが、ここで議論することなので、今の段階でどのぐらい言うべきなのかということが分からないので、本当に簡単な整理にとどまっている。箇条書きになっており、武藤会長とかぶるところもかなりある。</p> <p>まず1つ目が議論の大前提である。千代田区の行政委員会ということで3つを対象に議論をしているわけだが、今は全部が月額報酬になっているけれども、これをどうするかということは、当然、個々の行政委員会の職務の性質を検討する必要があると思われる。したがって、ヒアリングもそれぞれしたが、結果、もしかすると同じになるのかもしれないが、やはりそれぞれの委員会ごとに性格を論ずる必要があるだろうと整理をした。</p> <p>2つ目は、武藤会長の3のところとほぼかぶっているけれども、私もなぜ今、月額報酬かなという意義をちょっと考えてみた。幾つかあると思うが、実働の拘束時間以外も、書類を読んだり、自ら調査をするとか実質的な職務を行っている。ただ、これをどの程度の時間にカウントするかということがあるのかなと思う。</p> <p>例えば選挙管理委員会はよく分からないけれども、ほかの時間で実質的に職務を行っているのかどうか、そんなことは余りないかもしれないなど。逆に言うと、いろいろ秘密のこともあるので、出てきて何かをすることで、例えば持ち帰りみたいな仕事がそもそもあり得るのかなと思ったりもした。だから、ここも委員会ごとに違うのかなと考えた。</p> <p>2つ目として、これも武藤会長からあったが、やはり月額報酬にすると、あなたはこの行政委員であると覚悟を決めさせているので、どんなことが起きるかわからないことを踏まえて月額幾らとあげているものであるから、ともかく出てきて仕事をせよという話に持っていけるのかなと。</p> <p>そうすると、例えば何か事件が起きた月というのはもの凄く多く出るかもしれないけれども、それは初めから織り込み済みの月額だという言い聞かせ方がある。これは、選挙管理委員会もひょっとしたらあるのかもしれない。選管も何か事件が起きるので、そうなった途端に突如、そういう事態に陥る可能性はあるということ。でも、それは分からないので、とりあえず月額にして含んだ上での委員の収入であるということなのかなと。</p> <p>3つ目は、やはり行政委員会というものの性格もあるのだろうなという感じはしていて、要するに固有の事務局は本当に固有かということ、普通のほかの審議会委員というのはたくさんいるけれども、それはみんな</p>
-------------	--

日当になっていると思うが、なぜ行政委員会は違うかという、行政組織で言うと、地方自治法の8条機関と3条機関みたいな感じにもなるけれども、ともかく行政委員会という、1つレベル的にちょっと上のものだという事のはずだと思うが、そこが際立たなくなるということである。

ただ、国はみんなもう、今は3条機関ではなくて8条機関にしてしまっていて、独立的なものも全部普通の8条機関でやっているが、大体月額でやってきたものを、今はほとんどが見直して実働に変えている。それで国の場合はほとんどが下がっている。

私は公害健康被害補償不服審査会の委員だったが月額だった。やけに高いなと思っていたら驚愕の流れで、ああいうものは全部実働でやることにしたというおふれが来て、今まで月額だったほとんど全部が日当になるという。半分ぐらいがなくなったのではないかなと思う。そういう流れもあるので、一律には言えないけれども、より独立的なところは普通の審議会とは違うという位置づけが、今まではされていたというのもあるのかなと思う。

プロセスの問題が3つ目だが、今回、我々の委員会ができたということは、今までは何となく惰性といいますか、そもそも月額だったので余り考えずにきたということで、改めて議論をするというプロセスがとても大切だろうと思う。結果的にどうなるかわからないが、このプロセスを通るということは区民にとって納得しやすいような理由づけの上で、我々は判断することになるので、今までの月額と、もし月額を続けるのでも違う意味での月額が始まるのかなと思っている。

ただ、そのときに、今のこのご時勢で区民からの監視の目というのが当然あるので、我々が月額を決めるのであれば、その報酬に見合った職務執行がなされているということについて、区民への説明をする必要がある。それができるかということはあるかと思う。

他方で、今、月額報酬だった意義が当然あるわけであるから、純粋に時間でできるかなというのは分からないが、例えば同じ月額でも大幅に下げるとか、そうやっていったら可能性もあるという感じがしている。

4つ目として、行政委員会はどこでも持っているので、他の区はどうかという話は当然ある。例えば今3つあるが、千代田区として独特の役割を果たしているものはあるのだろうかというのを見ていく必要があるかなと。

ヒアリングでは、教育委員会がちょっとそんなことを言っていたが、本当に他の区と違うのかというのは、私もほかの区を調べていないので分からないが、本人たちはそう言っている。それが本当であれば自治の世界なので、千代田区が本当にそういう気持ちを持って、教育委員会に仕事をさせたいということであれば、それは1つの納得のさせ方としてあるのではないかと思う。

<p>武藤会長</p>	<p>ただ、例えば選挙管理委員会はルーチンの仕事のような気がして、他の区との違いはそんなにあるのかなと思ったり、監査委員もちょっと微妙で、ほとんど定型的な仕事だと思うけれども、ここはもう一つの個別監査とかをやる外部監査がないから、千代田区の考え方とすれば特に何か監査委員にやらせるとか、そういう思いがあれば、これも他の区とも違うかもしれないと思う。</p> <p>そういうふうに千代田区としての考え方と、もう一つは、そうでないとすれば市町村の行政委員会として、全体の制度としての組成というのを見る必要があると思われまして、知事会から何か出ていた。</p> <p>資料として出ていたのは、全国知事会のものである。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>そういうものを勘案して、あとは、もし千代田区として付け加えるものがあるのであれば、別意に考えることはできるのかなと。</p> <p>この固定給＋日当みたいなものは、固定給があるということで行政委員会の特色を生かしつつ、プラスがあったときには逆にちゃんとその分をカウントして出すということかなと思うけれども、よく考えてみると、この固定報酬を幾らにするかというのは結構難しいのかなと。</p> <p>例えば選挙管理委員会なんかは、選挙のある年とない年と、4年間をならしてとかいう話があった。そのときの固定報酬の説明の仕方というのは結構難しいのかなどと思った。</p> <p>あと、教育委員会は別の働らき方があるのであれば、別の千代田区としての考え方も可能かもしれない。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それでは、続いて外山委員。</p>
<p>外山委員</p>	<p>まず、行政委員会の本来の目的というか、そもそもなぜ必要かというところの制度論である。</p> <p>つまり、長が独任制の機関であるから民主化を確保するために合議制の機関を置くというのが第1の理由で、勿論、監査委員は後に独任制になったけれども、その民主化の側面。長の権限から独立をして、長への権限集中を防止するという、いわゆる執行機関の二元性多元主義の側面。なぜそういうことをするかというと、やはり長の部局にはなじまない行政について、公平性、中立性、専門性を確保するという意味と、場合によって準司法的、準立法的権限を持たせる。ご存知のようにアメリカの制度を戦後導入したものである。</p> <p>今、小幡委員からの指摘もあったように、ご存知のように国レベルではこの委員会、ずっと数々の行政変革の中で減少してきているということである。特に準司法的、準立法的ということで我々が今日びんと来るのは、もう公正取引委員会ぐらいしかなくなってきているということ。</p>

地方については、反面ほとんどのものが残存しているが、先般の前政権の地方分権改革の中で時代的役割を終えているのではないかという指摘もある。ただ、現存としてある以上、それをどう見ていくかということと、報酬のあり方というのは考えなければいけない。

1 で言いたかったことは、少なくとも執行機関であると。地方公共団体の執行機関の一翼を担っているということは、やはり考えなければならぬかなと思う。

では、具体的に報酬を考える上でのポイントは何かというところ。私が一番こだわりを持つのは地方自治法第 180 条の 5 の規定で、原則として非常勤の職員なんだということ。そして例外として、例えば人事委員会の委員とか、常勤の監査委員とか、それから余り話題にはならないが、教育長は当然のことながら常勤の職員であって、委員でもあると。

後で述べるが、千代田区独自の問題として監査委員の勤務状態に偏りがあるという指摘の中で、自宅でやっているものもあるということ話を話していた。何が言いたいかというと、武藤会長のところで出てきた公務の継続性ということについては、後で述べる月額制の根拠になるが、恒常的な活動ということになると、法律で認めているものは常勤を置けということにならないのかなと。

したがって、私はある意味びっくりしたが、常勤の監査委員がないということ。これは制度面に関わるので余り申し上げないが、そのことには驚いた。だから、公務の継続性の方を月額とか年俸で言うのであれば、強調した方がいいのかなという感想を持った。

2 つ目として、これは地方公務員法で定めてあるように、特別職の地方公務員であると。したがって、行政委員会の委員及び監査委員を対象にすれば、それは特別職の非常勤地方公務員であると。したがって、この検討課題もこれに限定し、例えば教育長とか、あるいは将来できるかもしれない常勤の監査委員には、言及しない方がいいのではないかと思った。

1、2 がどちらかということと身分に関することである。

3 つ目が、先ほどから話題になっている各委員会で差がないのかということをもとめたものです。

まず、選挙管理委員会はどうか、教育委員会はどうか、個々の委員会について考えた場合、それぞれの委員会に若干、公平性、中立性、専門性といっても力点が置かれる差があるのではないかと考える。

選挙管理委員会は、政治的中立性がある。これがやはり一番重きが置かれる。更に、先ほどこれも小幡委員から指摘があったが、時期によってかなり業務量の差がある。

教育委員会の場合は、教育の公平性、中立性に重きが置かれるのではないか。

監査委員の場合、やはり専門性に一番重きが置かれるのではないか。

そして、ここで考えておかなければならないことは、監査委員だけが独任制である、個々で判断をするという性格があるのではないか。

そういう性格の差を報酬の差とか支払い方法の差に反映させるべきなのかということは、論点として挙げなければいけないのかなと（3）のところでは思っている。

4つ目が、人材の確保。各委員の選定理由のところにも書かれている条件を満たして、更に人格高潔である者という規定がある。そんな方がいるのかどうかというのは別問題として、かなりのハードルの高さである。

私は月額で、あるいは併用制を用いるときに考えなければいけないのかなと思うのは、後で法律の専門のお二人の委員の先生からお叱りを受けるかもしれない、兼職禁止事項で、こういう兼職をしてはいけないと、ある程度制約を受けているのではないかなと。そのための身分保障というか、そのための契約料みたいなものか、そういうものが多少生じてこないのかなと。これを就任することによって、何か活動に影響が出てくるという意味の身分保障ですね。そういうものがあるのかなという気がしている。

5つ目も両委員から話があった。こういう経済状況下あるいは地方公共団体の財政悪化の中で、情報公開で報酬はわかってしまう。そのときに住民に対してどう説明するのか。先ほど武藤会長がおっしゃられた基準の問題。だから、基準をきちんと住民に納得がいくように説明できる。やはり説明責任が、ここに生じてくるのではないかという。

最後、その他に書いてある事柄である。例えば委員の報酬のあり方で、議員選出の監査委員の報酬をどうするのか。これを別枠にするのであれば、何か根拠がないといけないのかなと思った。

もう一つ、ここで言おうかなと思っていたことが、小幡委員が言った。何か特色があるのか。こういう特色があるからこうだ、と説明ができるのかな。そういうようなものがあるのかな。

特に、常勤監査委員を置いていないのであれば、かなり監査委員の仕事が個々に増えるということが予想されるし、本来、独任制であるならば、3人のうちの2人が監査すれば十分だと思う。ここは全部のものについて3人の方がやられているので、独任制の性格を活かしているのかな。これも制度運営に関わることなので申し上げないが、そういうことも含めて特色があるのであれば、その説明責任を果たせることにならないかなということ。

もし、ほぼ同額あるいはかなりの額、こういう議員選出の方に支払うならば、その理由を明確にしなければならない。

3のところは、月額制か、日額制か、あるいは併用制か、そして日額、月額、併用制の場合、これも小幡委員が話された月額で払う部分は、何を反映したものなのか。日額で払うものは、何を反映したものなのか。

	<p>例えば定例会は、必ず開かれるものなのでむしろ月額反映で、そこで出席謝金的な日額を払うのはいかなものか。月額ではカウントできないような、いわゆる特別な仕事みたいなものに何か換算して払うのか。そうであるならば、ヒアリングで出てきた、例えば教育委員会で言うなら事務局外での教育委員会活動とか、選挙事務以外での活動とか、そういったものが日額に反映されるのかなと思う。</p> <p>それであれば、むしろ月額の方は先ほどの兼職禁止等々であることも含めて、どちらかという契約料、契約金みたいな意味合いで支払いをして、個々の活動にしては日額程度かな。そういうことであれば、4のように契約的なものは年額で決めて、月払いにしてもらうという言い方もできるのかなと。</p> <p>恐らく教員の先生方は経験があると思うが、非常勤の講師の場合は大体1コマ幾らで我々は契約をしているわけであるから、そういう向きから見ると、会長の先ほど会議以外でかかる時間が倍ぐらいだと考える場合にも、時給的な換算もないことはないのかなということで、その他で想起したのは、そういう意見。</p> <p>ざっぱくでしたが、以上である。</p>
武藤会長	<p>それぞれの論点を説明いただきたいが、少し自由に議論していただきたいと思う。この3人の説明を聞いて、吉川委員、いかがか。</p>
吉川委員	<p>幾つか問題点にしておられるが、1つは委員の選考問題、もう1つが報酬の問題をどうするかということになるのかなと思う。やはり選考のところをもうちょっとクリアにしていかないと、先ほども申し上げたが、閉鎖された中で選ばれているような感じで。</p> <p>余談だが、千代田区ではなくて他のところでは「私は毎月、何もやらなくても25万をもらえる」と言っている人もいるとか、そういう話も耳にしたりして、そうするとほかの方が「何もしないのに最近そんなにみんながあれしているのか」みたいな話も耳にしたりするので、何か選考のところでもうちょっと公平性というのか、そういうものを選んでいくことが必要ではないかということと、先ほどの中で書かれていたように、果たして本当に経験がなければ無理なものなのかどうかという問題もあると思うけれども、その経験は何をして経験とするのかということもあると思うが、ほかのところでもやったことがあるだけということ。私は、その人の一般的な常識があればできることではないかなと思っている。</p> <p>報酬については、なかなか難しい問題だなと思うが、平均的に考えて、日額・月額の併用制がいいかなというふうにも考えた。先ほど外山先生もおっしゃったように、やはりある種の契約金的な、役職的なものと実働的なものとを分けてというのがいいかなと考える。</p>

<p>松江委員</p>	<p>前回のヒアリングの結果等を踏まえて、先生方がおまとめいただいたものと、おおむね私も感じていたことは同じだが、やはりよくわからないのは選挙管理委員である。そもそも選挙管理委員の場合の選考基準がわからないので、先生方の方で分けていただいている、例えば報酬については日額、月額というのを分ける意味として、月額はこうで、日額はこうでというおまとめをそれぞれされているけれども、成果主義、実績主義、能力とか年功とか、やはりそれはどういう基準で選んだかにも決まってくると思う。</p> <p>逆に一番はっきりしているのが監査委員で、会計監査、こういった監査については、どう絞っていくかという問題はあると思うが、日常的な日々の研鑽、あるいは監査委員の先生方が監査委員の仕事としてではなくて、ほかの仕事をしている間もその専門性は日々磨かれていると思うので、その人の資質自体を契約内容として受け取っていると千代田区側でとらえると、何となく働いた日だけというのは違うのかなという気も非常にする。</p> <p>能力とか専門性とかで、一番見ないといけないのが監査委員なのかなと私は前回のヒアリングで思ったが、そこら辺の専門性とか識見を磨くことの時間というのが常に必要で、そういうことをしている人というものの能力をお借りしているということになれば、来た日だけというのは違うのかなという気は率直にした。</p> <p>これと一番反対側にあるのが、選挙管理委員会だと思う。選挙管理委員会については、まず選挙がないときは何も要らないということが1つと、やっている内容が、高度な専門性というのは本当に要るのかなというのがちょっと分からないのと、選考基準がその裏返しでよく分からないので、何かお答えいただけないのではないかみたいな、ちょっと絶望的な発言もあったので、どうサーチできたのかなというのもちょっと分からないけれども、それが難しいところなのかな。</p> <p>逆に教育委員会というのが、私の発想ではちょうど中間に位置していて、いろいろな要素がちょうど均等に盛り込まれているのかなと。日額で手当とするのもいいが、やはり教育に携わっている方というのを要しているということになると、やはり保護者枠なんていうのもあったりするんで、その人でないといけないというものが要素であるのであれば、その人の日常生活、その人の専門的な仕事の毎日というのも、その人の能力を決めている価格になっているのかなと思うと、単純に日額ではないのかなという。</p> <p>だから、自分の図式の中では、そのようにちょうど3つを分類してみた。</p>
<p>吉川委員</p>	<p>先ほどは説明不足だったが、私が問題点について言ったのは選挙管理</p>

<p>武藤会長</p>	<p>委員会についてのみである。ほかの2つについては、そんなに問題点はないのではないかと感じている。言葉が足りなかった。</p> <p>監査委員について、今の説明は非常に説得力があるのかなと思う。民間で公認会計士に監査業務、あるいは会計の業務をお願いするときは恐らく単純な時間給ではなくて、会社としてお願いをするという場合には契約金+実働と合わせるのか、何かそういう仕事のお願いの仕方をすると思うが、それは行政の場合でも、民間の場合でも基本は同じと考えていいのかなと思っていたが、そこはどうか。</p>
<p>松江委員</p>	<p>行政委員会としてではなくて、監査をやっている方の実際の職業の中で、例えばこの会社の会計監査をとということになれば、恐らく同じ士業として検討がつくのは、間違いなく日当ではないと思う。あとは、年に1回のことであれば、会計監査の会社の規模の方からおのずと、多分規定があって割出金額でやっているはず。</p> <p>つまり、従業員100人ぐらいの会社と、全国ネットの一部上場企業の監査では全然違うから、恐らくそういうので何らかのパーセンテージを出して、割り振ってやるという仕事になっているだろうと思う。それをそのままストレートで、ここへ持ってくることもなかなか難しいけれども、全く同じようには考えられないと思うが、規模とか仕事の内容とかで違ってくると思う。</p> <p>ただ、それは踏まえて日額にうまく割り振れるのであれば、要するに単価計算を上手にやってということになれば、日額でもやれないことはないのかなと。その辺は、日額の日割りの割り方だと思う。</p> <p>千代田区の監査というのは、大体これぐらいのボリュームの仕事になるということで、例えば日額でいこうということであれば、大体3人の10人工の仕事であるというような形でやって、30で割ってやっていくとか、そんな感じになるのかなと思う。</p> <p>そこら辺は、一般の監査の先生たちは行政委員として仕事ではなくて、自分の真実の職業のところでどういう報酬になっているのかというのも、専門性が高いと考えなければいけないのかなという気はする。</p> <p>名誉職という意味もあるのか。ちょっと分からないけれども。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>行政でそういう仕事をしているから、安くてもやるという意味を持つか、逆に高くなるとか。名誉職だから高くなる。そういう側面はあるかもしれないが、監査の先生方で公的な監査をやっていることの意味は、あるのではないかなと思う。</p>
<p>松江委員</p>	<p>そうすると、やはり自分の本当の職業と全く同じにはできないと思う。そこら辺のさじ加減は、ちょっと分からないけれども。</p>

小幡委員	<p>今は監査委員の制度を変えようという話になっているからあれだが、もっと前に議論をしていたときは、もっと監査委員の責任を高めようといったときに、今のお金では、そんな責任を負わせるというのは、とても無理だろうという議論になり、要するに、公認会計士とか弁護士にやってもらったりしている。あと、監査をやっていたような経験のあるようなOB。議員もいるが。いずれにせと、今は公認会計士とか弁護士に頼むにしては安いと。</p> <p>だから、それ以上に責任を負わせたら、むしろ報酬の方をそれに見合ったものに上げなければいけないはずだから、自治体はその気があるのかと。無理だろうとかいう話になった記憶があるけれども。</p>
武藤会長	<p>今の話は名誉職的な要素があるということか。</p>
外山委員	<p>やはり人材の確保である。恐らく先生のお関わりになった委員会の答申に基づいて、一応常勤の監査委員が認められることになって、常勤の場合は非常勤と違うので相当額をお支払いしてもいいと。同時に外部のようなものも認めていったらいいかということなので、特に今、議論が監査委員だが、監査委員の場合はそういう名誉的なものがないと、人材の確保が逆に難しくなってくるということも言える。</p>
武藤会長	<p>監査委員のうち議員選出の監査委員については、報酬も議員報酬をもらいつつプラス<math>\alpha</math>でくるから、議長、副議長、監査委員とかと順番がつくように、プラス<math>\alpha</math>の部分の格付のような意味合いを持つことがある。</p> <p>この議員選出については、実質的には専門家というか、監査の専門能力という意味での活動はどうなのか。</p>
総務職員課長	<p>専門性か。</p>
武藤会長	<p>議員も大学の先生と同じような監査をやっているのかどうか。</p>
政策経営部長	<p>そういう資格は、特に議員にはない。</p>
武藤会長	<p>資格はないけれども。</p>
総務職員課長	<p>やることは同じ。</p>
武藤会長	<p>やることは全く同じ。</p>
総務職員課長	<p>同じである。</p>

武藤会長	<p>指摘事項とかについて同じようにやっても、黙ってよしよしと言っている場合と、ここはどうですかとか、実質的に専門的な観点から問題指摘をするかというのは。</p>
総務職員課長	<p>議員の場合で言えば、執行機関と議決機関という役割の中で、決算、予算の審議をしているメンバーでもある。そういう意味だと、区政全体の役割、業務というものの全体を知っているという観点からほかの事例などを挙げて、この場合はこうやっているのではないかということの指摘もできる。要するに、ほかの委員さんよりも役所の業務に日ごろの接点があって、自分も委員会で質問をしたり、代表質問で上げたりというような職務柄の専門性というのはあると思う。</p>
武藤会長	<p>先ほど、教育長と議選の監査委員と特別に議論しなければいけないとおっしゃったけれども、それをやると問題が2つ重なるから、そこのところはまた別の議論の仕方をすることにして、今回はあくまで報酬の部分だけでいって、全体、例えば監査委員も現状のまま月額制でいいということになれば、この金額には触らない。</p> <p>それから、もっと実際に関わってくれている方で常勤に近いような、週4日ぐらい来てくれる。でも、全部千代田区だけで常勤でやっていくのは、恐らく公認会計士のキャリア形成から考えて、イギリスのように公会計の中の監査で生きていくようなキャリア形成ができるような状況にはないのではないかと思います。</p> <p>そうすると、公認会計士あるいは監査の方々にとって完全に常勤になると困るかもしれない。もうそこだけ、千代田区だけで全部食べていかなくはないといけないわけだから。逆に、その分を千代田区が出していくとなると相当な金額になる。</p> <p>むしろその方が大変だから、週4日ぐらい来てもらうか、3日来てもらうか、常勤ではないけれども、半分常勤的に来てもらう方がいいのかなとか思うと、月額制と日額制と合わせて、よく来てもらう先生は今の月額よりも高くなる。余り来ない先生は月額よりも低くなるので、そういう実質的な活動と千代田区に対するコミットメントの量も見て、金額が変わる方が合理的かもしれない。いつも忙しくて来られない委員の方と、ちゃんと来てくれる委員で違って来るから、そういう議論をしていくと、併用制の方が合理的になるかもしれない。</p> <p>監査委員に集中して議論をさせていただいたが、監査委員については先ほどの専門性の説明で、確かに専門性の日常的な維持というのは医者もそうであり、新しい論文を見て、新しい動きを見て常に情報を更新しながらやっていくことによって、現状で求められる専門性を発揮していくということだから。弁護士もそう。私たちも少なからずやっているが、</p>

総務職員課長	<p>専門性を支える日常的な活動を月額で全部計算するのは難しいから月額で、そして実働に合わせて日額的な要素を入れるといいのかなという感じがする。まず、監査委員は。</p> <p>監査の常勤を置いていないところの基準というのが、地方自治法の中で定められていて、これは参考までの話だが「都道府県及び政令で定める市については、識見を有する者のうちから選任された監査委員のうち、少なくとも一人以上は常勤としなければならない」都道府県と政令市の監査委員は常勤にせよと。あとはそれ以外ということになる。</p>
外山委員	<p>あとは、することができる。してもいいと。千代田区はしていない。</p>
総務職員課長	<p>そういうことである。</p>
政策経営部長	<p>中野区なんかはしている。</p>
外山委員	<p>ほかの区は、結構しているところがある。</p>
政策経営部長	<p>している。千代田の場合は、余りそういう議論もなかったの。</p>
小幡委員	<p>常勤でどのぐらいお金をあげるか。</p>
松江委員	<p>今の月額とはかけ離れるのか。</p>
外山委員	<p>1けたとは言わないけれども。</p>
吉川委員	<p>資料にいただいたのとは全然違うのか。</p>
武藤会長	<p>この資料の中に出てくるのは現在の制度ですが、常勤は中野区も。</p>
政策経営部長	<p>中野区は、区長、副区長りちょっと下ぐらいの。</p>
松江委員	<p>それを非常勤で月額というのは、やはりないだろうという気がする。</p>
外山委員	<p>常勤だと。</p>
政策経営部長	<p>常勤だと退職金が出る。</p>
武藤会長	<p>中野区は委員長が 32 万円と書いてあるけれども、公認会計士は1か月 32 万円ではとれないでしょう。</p>

松江委員	常勤にしてしまうとやっていけなくなってしまう。
武藤会長	やっていけない。
外山委員	常勤の場合は、いわゆるボーナスとか退職金とか、そういうのが対象。
武藤会長	ついても月額 32 万だったら、大学では助教授の駆け出しぐらい。
小幡委員	国の審議会委員でもよく何名以内常勤で、常勤は 1,500 万ぐらい。
松江委員	士業の場合は自分で事務所を構えているわけだから、30 万をもらってもやっていけない。それだけをやれと言われてたら、それは無理というもの。
武藤会長	それは難しいなと思ったので。
外山委員	ここは非常勤を前提に考えて、余り考えない方がいい。常勤はいないから。
小幡委員	東京都の労働委員会が、非常勤で月 50 万ぐらいあった。高いと言われて、今、住民訴訟が多く起きてきていて。でも、東京都だけはすごく件数が多いから計算してもそんなもんになるとかいて、維持するか。要するに、非常勤で固定給。
松江委員	単価計算をして積み上げても、きっとそれぐらいの働きをしていると なるのではないかと思う。
小幡委員	要するに、東京、大阪以外はほとんど開店休業みたいなのに、労働委員会に固定給をあげていた。仕組みとしては事件が来なければ動かないから、裁判所みたいなもの。
松江委員	でも、監査は団体としての体を成していれば絶対にあるわけだから。規模の大小は違うだけで。
総務職員課長	参考までに、常勤が中野区の場合は月額 84 万 9,800 円。大体 60 万とか、そんな状況である。
武藤会長	大学の教授並みで、年俸制にすれば千何百万になると思う。 そうすると、ここは常勤がないが、かなり業務が多い監査委員は、

	<p>やはり 30 万では少ないかもしれない。月額を増やすのも難しいから、日額で働いた実働部分で関わってもらおうという方が、実態を見ると合理的かもしれない。監査委員については。</p> <p>次は、選挙管理委員会に行く。選挙管理委員会はいろいろと指摘があったように、まずは推薦する理由とか、千代田区選挙管理委員会選挙改善検討会の資料でもまだよくわからない部分が多いので、ここについてもう少し詳しく説明を求めるか、求めても出てこないのか、ここで提言をして動かしてもらうのか、どうか。</p>
政策経営部長	<p>事務局に聞いても、この間のことだと全然分からないという話だった。多分同じだと思う。</p>
小幡委員	<p>逆に言うと、どこでも実態は同じか。議会で適当に決めているという感じなのか。</p>
武藤会長	<p>推薦する人は、各議員から委員として推薦したい候補者の氏名は、いっぱい出てきたうちなのか。それとも、会派ごとに誰か代表が推薦するのか。</p>
総務職員課長	<p>想定だが、多分会派ごとだと思われる。一人ひとりだと、かなりの人数が出てきてしまうので。</p>
松江委員	<p>結局、議員の互選ですから、票の投げ方とか入れ方を失敗してずれてしまう場合はあるかもしれないが、基本的には会派ごとの頭数で決まると思う。</p>
武藤会長	<p>4 名しかいないわけだから。</p>
総務職員課長	<p>4 名プラス補充員が 4 人。</p>
武藤会長	<p>補充員も報酬は日額でです。だから、それは問題にしなくていい。選挙のときに立会いとかが、そういうことをするのか。</p>
吉川委員	<p>立会いは地元の人が。</p>
武藤会長	<p>地元の人がやる。</p>
総務職員課長	<p>補充員は、選挙管理委員が欠けたときに次を入れていくという。</p>
外山委員	<p>補充員も含めた会議が数回あって、そこで日額が払われるのか。</p>

松江委員	補充員との懇談というのがあるよね。
吉川委員	結果的に、3つの中で一番問題が選挙管理委員である。最近は、他の都道府県でも問題視されて裁判になったり、日額に変わってきているケースが多い。仕事は集中したり全然なかったりというのが、一番顕著な委員会である。
武藤会長	そうである。判例動向なんかで選挙管理委員については日額というような、そういう出ているところがあった。
総務職員課長	新宿区の他に。
吉川委員	どこの区とかも選考の仕方は、こういう形なのか。
総務職員課長	多分そうだと思う。
吉川委員	余りオープンにされてない。
政策経営部長	そう。聞いても余り。
松江委員	不思議なのは、選挙がないときもずっと25万を払うわけである。すごく不思議だが。去年はいっぱいあったから何となくばたばたしていたのかなとか思うすけれども、ない年はあるか。
外山委員	ある。
小幡委員	4年間で必ずあるから、4年でならずという説明をしている。だから、結局、何もしないのに月幾らもっているという発言になってしまう。
松江委員	それは実態だと思う。月幾らという発想でいけば何もしない。もしバランスをとるのだったら、その3年間の25万を全部掛けた金額を実際に働いた日で割ると、えらいことになると思う。どういう時給だとなってしまうと思う。でも、バランスをとるのであれば、正しくやるなら本当はそうになってしまうから、やはりどこかいびつな気がする。
小幡委員	例えば途中で、体の具合が悪いとか言って辞める委員もいるはず。
松江委員	ということは、4年バランス説というのも無理もあるのではないか。ずっとない時期だけいた人という。選挙がないときだけずっといた人は

	<p>いるのではないか。</p>
小幡委員	<p>任期が同じようになっているから大丈夫だと言っていた。</p>
松江委員	<p>あるいは集中するときもある。</p>
小幡委員	<p>だから、ほかの自治体でも選管だけは日額にしているところも多い。  多分、選管で専門性というよりは、何となく民主的な番人みたいなもので必ず置くことになっているという性格なので、本当は名誉職みたいな感じ。だから、報酬というのは別に考えていいと思う。でも、ただで働いてもらうのはかなり悪いので、出ていった分だけはちゃんとお支払するというのが、思想としては日額である。  だから、先ほど私がコメントしたように、多分、家で勉強することもないだろうし、持ち帰り仕事はないし、書類調べもないし、出ていっただけだからそういうことは言いやすい</p>
総務職員課長	<p>事例だけ申し上げますと、選管で日額を導入しているのが神奈川、山梨、静岡、鳥取、愛媛、福岡、大分という感じですね。23区でいくと、新宿がこの前ね。  先ほどのお話で、選挙がないときは選管委員さんが何もいないのかというと、これは選管委員を擁護するわけではないんですが、明るい選挙ですとか、ポスターコンクールだとか、この前の資料ではありましたので。</p>
小幡委員	<p>月1ぐらい出ている。</p>
総務職員課長	<p>そのような感じです。</p>
吉川委員	<p>ゼロということはないでしょうね。</p>
松江委員	<p>ただ、その行事自体は実働としてカウントできるので、先ほどの監査委員のように、日々、自分の本来の職業の中で新しい法令や通達を研究しながらということ、あるいはほかの事業で研鑽を積んだりすることというと、その人の単価になって上がっているのとは違うような気がするんですね。いろいろな行事に出ていくこと自体は、カウント可能な問題のような気がするんですね。</p>
外山委員	<p>日額でカウントができる業務が多いような気はしますね。この前のお話を伺うと、そういうことで御自身が出席されることが多いみたいですから。</p>

武藤会長	<p>資料によると、7月は8回出て、8月は6回とか、9月は3回、10月は1回だけ、11月は2回、12月は2回とか、そういうイベントの多いときもあるのは日額で頑張ってもらって、少ないときは2回ぐらい、1回なんていうときもあるけれども。</p> <p>役割から言って、むしろ制度論をするならもっと多くの人にばらしてというか、日額で多くの人に参加してもらう方が民主的なんですね。選挙の意味を考えてもらうという意味では、いいと思いますね。これも制度論に入ってしまうので、そこはまた別のところで考えなくてはいけません。報酬という観点からいくと選任の方法であるとか、専門性が求められているかどうかとか、そういう判断をしていくと、やはり日額でいくというのが一番合理的な気がしますね。</p> <p>反発はしばらくあると思いますね。だから、そこはどういうふうに理論的な説明をして、納得していただくかということしかないかなと思うんですけども。</p>
小幡委員	荒川区か何かは否決されたのね。
政策経営部長	否決ですね。選管委員の報酬を日額とする議員提案が出されたけれども、否決された。21年の7月ですね。
小幡委員	えらいのに否決。どこかの党から出したのかな。
武藤会長	そうですね。どこかの党で4人の委員を1人もとれなかったところが出したのかもしれないね。
小幡委員	議員提案であれば、議論して練って出したという雰囲気ではないのかもしれないね。
松江委員	ただ、日当自体も何時間かかったかというのを見ていると、20分とか15分とか、そんなのばかりなんですね。
武藤会長	回数1回と数えたけれども。
松江委員	これは全部それでやっているんで、日当になったから不遇かという、そういう気もしないですね。
武藤会長	日当になっても、あいさつをする時間は20分でも、その関連のイベントからさっさと帰るわけではないでしょうからね。
小幡委員	出向いたということで時間を使ったと。

武藤会長	1日分をカウントしていけば。
小幡委員	だから、日額でもそんなに不利ではないという、確かにそうですね。こちらは、どちらかという日額・月額併用にする必要もなく日額という感じですかね。
武藤会長	そうしますと残る教育委員ですが、いかがでしょうか。専門性の一番高い監査委員が併用制ということになると、教育委員会も教育長はとにかく除いて、教育長に委員手当的要素はあるのかどうかという、そこら辺はどうでしょうか。
総務職員課長	教育長は、「千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例」で、常勤としての教育長に給料が支払われると定められている。
武藤会長	もう一般職の中で普通の給与構造を持っているということですね。委員の特別職ではなくて。
政策経営部長	委員の特別職ではなくて、教育委員会事務局のトップという。
武藤会長	教育委員の活動内容、専門性で、教育委員の専門性についてお尋ねしたいのは、保護者委員が入ることになったときに、その保護者委員は単に保護者としての資格だけなのか、それとも教育に関する他の委員が持っているような専門性を持った上での保護者性を持っているのか、そこは選任の経緯から考えて、分かるか。
総務職員課長	保護者であるが故に誰でもいいのかということ調べて次回。
武藤会長	そういうこと。
総務職員課長	それ以外の、保護者であるが故に持っている何か経験というものが、例えば具体的な何かがあるかと。ちょっと宿題とさせていただきます。
武藤会長	恐らく委員を選任する上で、教育委員としてどういう資格があったかちょっと忘れちゃったけれども、それプラス保護者性があるという人を頼んだのか、全く委員としてではなくて保護者性だけで選んだのかということ。
総務職員課長	職責はどこでも人格高潔というのが付いて回るが「教育学術及び文化

	<p>に関して識見を有する者を委員として選任し」というところも、これで保護者として。</p>
政策経営部長	<p>その委員のうちに、保護者である者が含まれるようにしなければならないということだから、文書で読むと選任要件はそういう条件の中に保護者がいるという感じ。</p>
武藤会長	<p>そうすると、教育に関する識見を有するための、先ほどの専門性を維持するための日常的な活動が、学校の先生もそうですし、教育委員会として、そういう活動が求められた上で委員として活動しているということであるならば、監査委員とどう違うかは別としても、一定程度そうした要素が認められるとなると月額の要素である。それから実働に応じた実績の部分と、行事が多い3月、4月というのと、夏休み、冬休みとか少ないような仕事の繁閑があるようなところについては、日額でカバーするという発想が合理的になるのかなと思う。</p>
外山委員	<p>ここで言う保護者は千代田区内の児童生徒の保護者というか。</p>
松江委員	<p>制度趣旨から考えると、多分そうだと思う。分からないのが、歴代委員の職業を見ると、区民であって保護者と書いてあるから、子どもが区にいるのではないかと思うけれども。</p>
政策経営部長	<p>区立学校でなくてもよい。私立学校に通っていてもよい。</p>
松江委員	<p>区民であって保護者。</p>
総務職員課長	<p>学校は問わず。</p>
松江委員	<p>保護者という資格が10年間の表で明確に書いてないけれども、弁護士や医師というのは、教育とは余り関係ないと思う。この人たちが保護者だったのか。教育的識見というのを考えると、元小学校校長とかが入っているのではないか。教育長とかは何となく分かる。弁護士や医師は、なぜ入っていたのかと思うので。</p>
小幡委員	<p>でも、弁護士や医師は結構頼まれている。</p>
松江委員	<p>教育を頼まれても困ってしまうなど、違うのかなと思ったけれども。</p>
政策経営部長	<p>医師は性教育とか、その辺のところの関心はかなり高い方である。</p>

<p>松江委員</p>	<p>教育委員会としての専門性というのを職業経歴等から推察するしかないものなので、この人はどういう専門性だろうと思って。会社社長とかと言われても全然分からないので。</p> <p>ただ、教材をつくっている会社だったとか、教育に関連するような業界もありますので、そうなるに分からなくなってくる。専門性というのはどういう意味。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>制度が変わって保護者が入ってきたのは、平成 20 年だか、21 年ぐらいで、それまでは保護者の要件がなかった。教育に関していろいろな発言をしたり教育に熱心な方で、たまたま職業は会社役員とか医師とかとなっているけれども。</p>
<p>松江委員</p>	<p>そういうのは専門性と言うのか。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>専門性と言うと、ちょっと違うような感じもするけれども。ただ、かなり教育的な発言をいろいろされていた。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>教育委員も割と民主的な、何となく行政委員会にしてみたいなもので、本当の教育の専門家というよりは中立性、公平性で、要するに、行政の官僚的なピラミッドでない執行機関の多元性として民主的にできているだけなので。</p> <p>教育というのは、多分、保護者要件はないのだけれども、医師も弁護士も子どもの親とかが多いと思う。それで、民主的な立場から入ってもらうときに、女性が職業を持っているというのはなかなかなくて、そういう人の方が発言しやすいだろうとかで、会社の社長とかを適当に選んでいると思う。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>問題となるのは教科書の選定作業のときのようなときに、杉並区でも扶桑社の教科書を採用するかどうかとか、東京都も大分そうである。そういうときには委員も政治的な動きの中で、いかに公平に選択するかということは考えると思うけれども。</p> <p>そういうこと以外は、むしろ公平な学校教育、特に千代田区でやっているのは小学校と中学校ですから、小学校、中学校の教育内容というのは先生方の教授法云々というような専門的に入るような話でもないし、みんな勉強してきたことだから。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>以前、公選制のことを言われたことが。益々誰でもいいというか、専門というよりは民主的な立場の人を選んでという感じ。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>要件のところにも「委員の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属する</p>

	<p>こととなつてはならない」とあるので、政治的な中立性が委員会全体として求められるということになるのだろう。</p>
<p>松江委員</p>	<p>教科書の選定は1時間50分しかやっていないのか。これで決められるわけではないから、提言したものを受けてチェックするだけということか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>千代田区の場合は、余り問題なく決まったということなのか。</p>
<p>松江委員</p>	<p>ほかに探したけれども、やっているときがない。定例会で1回やって、1時間50分としか書いてない。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>その前段で、定例会外で教科書をいろいろ見たり、意見を聞いたりする会があったと思う。定例会の中でやるのは1時間だが、それ以外でやっていたような記憶がある。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>さて、今までの議論からすると、この検討委員会での方向性のようなものは少し見えてきたかなと思うが、そういう合理的な説明をいろいろしていかないと反発を受けるかと思う。次回辺りにはそうしたことを確認して収束できるのかなと思うが、如何か。反論とか、もう少し慎重に検討すべき、あるいはこの点をもう少し確認しようというような。先ほどの教育委員の保護者選の話とかがあったけれども。その論点で出していた話としてどうか。</p> <p>小幡委員の4つ目の千代田区としての留意すべき事項というのが、千代田区の特徴とか習性というのをちゃんと評価しましょうと言っているんですが、これについて教育委員会の、先ほどの幅が広いという事務局の説明があったわけですが、他区についてはどうなのか。23区全部を調べなくてはならないとなると大変なんですけど、そういう意味ではなくて、少なくとも中央区、港区、都心3区ぐらいで見るとかですね。</p>
<p>小幡委員</p>	<p>私の記憶では、確か地方制度調査会で教育委員会をやめるかどうかと議論をしたときに文科省の教育委員会担当の人たちが言ったのは、幅広になっていると、今の教育委員会はとてもいろいろなことをしていると、かいう説明を受けたような気がして、ちょっと見た感じがそれとダブるんですね。</p> <p>つまり、おっしゃるのは多分幅広にしているんだけど、それはもしかすると教育委員会全体の動きかなと思ったりもするんですが、どうですかね。だからどうだと、結局、千代田区の特徴ではないということになるのかね。</p>

政策経営部長	ただ、幼稚園と保育園がいつも厚労省と教育委員会とやるのと同じように、子育て部分は福祉なんですね。多分ここまで広げているのはそんなにはないと思います。23区でもないと思います。ちょうどこのときに私、調べたんですが、ほかに1つか2つあったんですけども、子どものところは福祉の部門なんですね。そこまで教育委員会に入れているというのは、あってもそんなにはないと思います。
吉川委員	教育長さんの熱心さによって大分違うと言いますね。
政策経営部長	内容がですか。
吉川委員	時間とか内容の。
政策経営部長	それはあるかもしれないですね。多分、各区によって教育委員会の議論が大分違うかもしれません。
小幡委員	本当にそうであれば言えると思うんですね。
武藤会長	千代田区は、幼保一元化を結構進めているからそういう側面があって、千代田区としての要請なのか、委員の関心なのかというところも含めて、ちょっと他区の状況を見ていただけるといいかなと思う。
政策経営部長	ちょっと調べて。あと、九段中等教育学校のような高校の部分まで入れている区というのではない。
武藤会長	高校もあるのか。
政策経営部長	千代田区は特殊かもしれない。
武藤会長	他に区立の高校をやっているところはないのか。
政策経営部長	ない。千代田区が初めて。
小幡委員	それをやろうという流れはあったのだけれども、実際にやっているのは千代田区だけ。
事務局	都立として中等教育をやっているところはあるが、区立として中等教育をやっているのは千代田区だけである。
政策経営部長	そこは、やはり他の教育委員会とはみ出る部分である。

武藤会長	<p>高校の教科書も決めるわけだから。</p>
松江委員	<p>仕事の量が多いのは、労働時間が増えてくるから日額にしてもカバーできると思う。問題は、やはり月額制というのは休む日を含めて1か月という時間を買うわけだから、やはり会長が言うような専門性のところは非常に大きいと思う。</p> <p>忙しいか、やることがいっぱいあるかというのと専門的かというのはちょっと違うと思う。千代田区の教育委員会の仕事が多くて幅が広いというのは分かったけれども、それは日額にしても拘束が長くなればはね返ってくると思うので、そのこと自体で日額か月額かというのはちょっと違うような気がする。</p> <p>やはり監査委員のところで議論したような、日々の日常生活もその人の委員としての価値を高める時間につながっていつているのかというところが、月額制なのか、日額なのかの差だと思う。</p> <p>ただ、そこを微妙にひききれないのは物凄く仕事が多くて、そうは言ったけれども、1か月25日来たというと余り変わらなくなる。ちょっとそれが。選管というのはすごく分かり易くて、ないときは全然ないので、この議論がもともと出たのだろうけれども。</p>
小幡委員	<p>専門的ではないけれども、教育委員会に任命されたから、日々、いろいろなところで自分なりに見聞を広めているという活動、つまり、行ったという活動ではないもののカウントをどうするか。選管なんかは、それがいかにも全くなさそうだが、監査委員はやっているというの分かる。だから、特に千代田区の場合は非常に教育委員会の任務を広くしていると、重視しているということになると、任命されたからにはいろいろ教育活動を自分で調べたりしなさいという話があるかどうか。</p>
松江委員	<p>前回のヒアリングでは、定例会、臨時会以外の学校視察、それから入学式、卒業式、運動会、その他の視察やいろいろな行事へ顔を出していくというのは、一応カウントはされている。1回質問も出たと思うが、明確にお答えいただいてない。これらに見えないところで研鑽を積んでいるというのは、本当にあるのかという、それがまさに監査委員とかぶってくるころだと思う。</p> <p>この間、いろいろおっしゃっていたことというのは、何かこのカウントされているところで網羅されているような気がしたので、これだと別に日当でもいいのかなという気がしてしまっただけなんですけれども、ここが上がってこない、教育委員会になったからにはああしようこうしようというのが、本当にいろいろあるのであれば、それはカウントし切れない部分を評価することになると思います。</p>

小幡委員	私は、前にここが余りわからなかった。
吉川委員	<p>そうですね。ふらっと行かれたりとかと言っていましたね。</p> <p>でも、教育委員会に選ばれる方は教育に非常に熱心な方が多いですね。だから、カウントされるから行く行かないとかという問題ではなくて、多分、自分が行こうという自発的なものが多いのではないかなと思うんですね。だから、この点では、今までどおりの月給制みたいなもので、私は教育という観点からいいのではないかな。余り時間でやると労働者みたいになっていかないかなという考え方も、なきにしもあらずのような。</p> <p>やはりその熱意を変に時間にすると、あの人、行かなくてもいいのにあそこまで行ったとか、変なことを言われなくもないような、今の日本の感覚はそういうところがなきにしもあらずですね。それだったら、もうある程度決まった中で、自発的に行くというような教育ということからすると、それをある程度重要視した方が私はいいいのかなという感じがいたしますけれどもね。</p>
松江委員	確かにカウントされていくものが日当にはね返って、行革の感覚が来ると、よけいなところへ行かなくてもいいのにという話には、多分なると思います。
吉川委員	多分ね。
松江委員	シビアになってくれば。ファジーな部分がなくなることは確かだと思います。
総務職員課長	これは載っていた話なんですけれども、ある委員さんが教科書選定で、ある一定時期に決めなければいけないと。そうすると、普通だと先ほどの時間の中で、もしくは前日にちょっと見てとあったところがあったんですが、この方は毎日少しずつの時間でも地道にいろいろ見て、教育委員会からすると、今日も来ているみたいな感じになるんですが、そういう方もいらっしゃる。ということは、その見えない部分の熱意というのがあるんですが、それをAさん、Bさんで資料として出すというのは、なかなか難しいかなとは思うんですね。
政策経営部長	展示しているところに行ったというんです。
政策経営部長	教科書を公表しますね。勿論、一般の方も見に行くんですけれども、教育委員会としてみんなで見るとほかに、自分で日参してそこに行って、

<p>武藤会長</p>	<p>この教科書はこういうことが書いてあるというのを自分で勉強するというような熱心な方は確かにいらっしゃいますね。そこまでカウントするのかということになってしまうとね。</p> <p>そこは専門性というか、委員としての活動を充実させるために必要な日常的な活動なので、日額ではカウントできない要素がある。したがって、月額と併用するのが望ましいということになるのか、あるいは日額で、そこも全部報告書を出してもらって考えるとするのか。</p> <p>検討委員会のいろいろな論点が大分出てきたけれども、今日の議事を要点でつくっていただく過程で、いろいろな発言が出てきたと思うので、それを委員会別に箇条書きで結構ですので整理していただき、次の会でそこを確認しながら、どういう制度が望ましいかを、少し収れんする議論をしていったらどうかな。</p> <p>今日は、そういうつもりはなかったが、皆さんの意見を聞いていると、大分方向性が出てきたと思うので、次はそのように進めたらどうかと思うが、よろしいか。</p> <p>それでは、次回の日程調整をしたい。</p>
<p>武藤会長</p>	<p><b>【日程調整】</b></p> <p>次回は、6月27日に開催する。事務局から改めて開催通知をお送りする。</p> <p><b>【午後3時52分 閉会】</b></p>